

年金資産の運用に関する基本方針

ジェーシービー企業年金基金（以下「当基金」という）は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。当基金から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」の規定を遵守し年金資産の運用、管理を行うこととする。

（運用目的）

- 1 当基金は、企業年金基金規約に規定した年金給付金および一時金等（以下「給付費等」という）の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

（運用目標）

- 2 目標とする収益率は、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には年金財政上の予定利率を上回るものとする。

また、各運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を長期的に上回るとともに、各運用受託機関においては、各運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

（資産構成）

- 3 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を定め、これを維持するよう努める。この政策アセットミックスは、年金制度の成熟度等を勘案し、長期的観点から策定する。この政策アセットミックスは原則3年程度の期間毎に見直しを行うが、基金を取り巻く環境の著しい変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

（リスク管理）

4—（1）

当基金は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

- ・政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。

- ・ 合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル（ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス等）について、当基金で想定するスタイルと合致しているかを判別すること。
- ・ 金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて受託運用機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

（運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法）

4－（2）

- ・ 前述の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに可能な範囲で運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し投資対象資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、当該運用受託機関の下記項目等を十分に検討するものとする。

- ① 経営理念、経営内容および社会的評価
- ② 企業年金制度に対する理解と関心
- ③ 運用方針および運用スタイル・手法
- ④ 情報収集体制や意思決定プロセス等運用管理体制
- ⑤ 法令遵守体制
- ⑥ 運用担当者の能力・経験実績等
- ⑦ 資金運用における経験と実績
- ⑧ 過去の運用実績（パフォーマンス）

- ・ 運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて当基金とのミーティングを行うことを求める。

（運用業務に関し遵守すべき事項）

4－（3）

資産の運用にあたって、次の事項を遵守するものとする。

- ・ 各運用資産の共通事項
 - ① 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
 - ② 合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とする。
 - ③ 各運用資産ともフルインベストメントを心がけ、余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
 - ④ 有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえって低くするようなことは避けること。

- ⑤ デリバティブの利用に当たっては、原則、原資産の価格変動リスクのヘッジもしくは原資産の代替を目的として、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。なお、ヘッジ目的以外でのデリバティブの利用およびレバレッジ取引等を行う場合は、事前に運用受託機関と協議すること。
- ⑥ セキュリティ・レンディングについては、原則として容認する。ただし、その実行に伴う信用リスクについては、十分な注意を払うこと。

・グローバル債券

国内債券

- ① 投資対象は円建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

外貨建債券

- ① 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ② 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

・グローバル株式

国内株式

- ① 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ② 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ③ 信用取引を行う場合は、運用受託機関と協議すること。

外貨建株式

- ① 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ② 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ③ 信用取引を行う場合は、運用受託機関と協議すること。

・オルタナティブ

① 定義

オルタナティブ投資とは、内外債券および内外株式といった伝統的資産（以下

「伝統的資産」という)以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝統的投資手法以外での運用戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する運用戦略と定義する。

② 目的

当基金は、年金資産運用における収益源泉の分散(リスク分散によるポートフォリオのリスク/リターン特性の改善)および収益機会の追求(超過リターンの獲得によるポートフォリオのトータルリターンの向上)を目的に、伝統的資産とは異なる収益率(リターン)とその変動性(リスク)、各運用資産との相関関係、流動性等のオルタナティブ資産の固有の特性を十分に理解した上で、オルタナティブ投資を行う。

③ 位置付け

当基金は、オルタナティブ資産を政策アセットミックス上の独立した資産クラス、または伝統的資産の代替資産としてオルタナティブ投資商品毎にその位置付けを決定する。

④ オルタナティブ商品の選定

オルタナティブ投資における運用受託機関およびオルタナティブ商品を選定するにあたっては、本基本方針の前項までの規定内容に加え、オルタナティブ投資固有のリスクを考慮する等以下の基準も考慮のうえ選定する。

- a 当該運用受託機関の組織体制に関する事項
- b 当該運用受託機関の財務状況等に関する事項
- c 運用戦略や運用状況の情報開示および監査状況に関する事項
- d 流動性やレバレッジなどのリスクに関する事項

(その他)

- 5 当基本方針は、当基金の状況、当基金を取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、変更内容は資産運用委員会の承認を受けるとともに、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

(分散投資)

- 6 年金資産の運用にあたっては、策定した政策アセットミックスを基本とし、収益率(リターン)とその変動性(リスク)等が異なる複数の運用資産に分散投資し、将来にわたる資産側および負債側の変動予測を踏まえ、負債と資産を総合的に管理しなければならない。

(集中投資)

- 7 当基金の年金資産全体からみて特定の運用受託機関の特定の商品に対する資産の運用

委託が過度に集中しないようにしなければならない。ただし、合理的理由がある場合はその限りではない。

以上

附則

この基本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基本方針は、平成 30 年 2 月 14 日から適用する。

附則

この基本方針は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基本方針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。